

第 11 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 15 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第11回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月15日（金） 午後2時から午後2時47分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

2番	佐々木 吉 秋	3番	鈴木 昇
4番	白 岩 勝	5番	関 正 美
6番	相 場 堅 一	7番	加 藤 淳
9番	星 容 子	10番	伊 藤 洋 文
11番	三 浦 宏 和	12番	柴 田 ますみ
13番	佐々木 和 昭	14番	加賀屋 慎 一
15番	鎌 田 悦 雄	16番	佐々木 繁 明
17番	藤 田 修	18番	佐々木 英 久
19番	佐 藤 きよ子		
- 5 欠席農業委員

1番	齊 藤 善 彦	8番	武 藤 真 作
----	---------	----	---------
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第48号 農用地利用集積計画（令和6年度第8号計画）に関する件
 - 第7 議案第49号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	佐々木 嘉 文	参 事	熊 谷 勝
副 参 事	伊 藤 弘	主席主査	勝 田 茂 満
主 査	幸 野 善 寿	主 査	鈴 木 百 愛
主 任	齋 藤 友 毅	主 任	佐 藤 知 拡
主 任	越前屋 麻希子		
- 8 書 記

主席主査	勝 田 茂 満
------	---------
- 9 議事録署名委員

16番	佐々木 繁 明	17番	藤 田 修
-----	---------	-----	-------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第11回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、16番佐々木繁明委員と17番藤田修委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和6年度第1回秋田市農業大賞実行委員会総会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (幸野主査)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「令和7年度秋田市農業施策等に対する要望書提出」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第103回常設審議

議 長	委員会」と会務報告5の「一般社団法人秋田県農業会議第42回役員会」について、私から報告します。
	【会務報告4から5までの報告】
	次に、会務報告6の「令和6年度秋田県農業委員会大会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「令和6年度第2回農地利用最適化委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告7の報告】
議 長	次に、会務報告8の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」まで4件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告8から11までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
6番相場堅一委員	はい。
議 長	6番相場委員どうぞ。
6番相場堅一委員	6番相場です。 第1区域部会の報告の中で、下新城で耕作している方が仁井田地区に移動して耕作するということでしたが、何があったのか教えて頂けますか。
議 長	お答えできる方はいますか。
7番加藤淳委員	はい。
議 長	7番加藤委員どうぞ。
7番加藤淳委員	7番加藤です。 その方が現在借りている下新城地区の農地について、契約期間が満了する来年の春以降に所有者が更新しない意思を示しており、このことにより耕作が出来ない状況になった、ということです。
議 長	事務局で何か情報を持っていますか。

事務局 (勝田主席主査)	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	加藤委員の発言を補足する形で説明いたします。 その方は、当該農地を経営基盤強化促進法により農地中間管理機構経由で借受けしていますが、来年4月末に契約期間満了を迎えます。理由は聞いておりませんが、農地所有者が機構との契約を継続をしない意向であったため、その方にその旨を伝えた事を加藤委員から伺っております。 その後、この方は新たに耕作可能な農地を探す中で、仁井田地区の農家がその方に対して農地の貸出を承諾したことから、現在、農地の賃貸借契約に向けた手続きを進めていることを、その方から直接伺っております。
議長	相場委員、よろしいですか。
6 番相場堅一委員	わかりました。
議長	その方について、今後動きがありましたら、相場委員をはじめ委員間で情報共有を図れたらと思います。 他にご質問ございますか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書1ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は住所地の上新城で農業を行う傍ら自営業を営んでおりましたが、令和4年10月に申請地近くの居宅兼事務所を借り、居住を始め、週末に上新城に戻る生活をしております。居住当初から申請地の管理を譲渡人から依頼されておりましたが、本年9月に借りていた居宅兼事務所を取得したことから、本格的な営農を行うことを考え、贈与を受けようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は申請地でブルーベリーなどの栽培を予定しておりますが、果樹作業にかかる農業機械を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間175日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。

議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した齊藤又右衛門推進委員より報告を受けた鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番	鈴木昇委員	3番鈴木です。 この案件について、齊藤又右衛門推進委員から特に問題ないとの連絡を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(勝田主席主査)	それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1。借受人は[]。貸出人は[]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人家族の現在住んでいるアパートが手狭になったことから、転居して住宅を新築することとしました。用地について、借受人夫婦の両親等がすぐ駆けつけられる場所を条件とし、借受人の祖父である貸出人が所有し、貸出人宅からも近い申請地を転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内。農地区分は第1種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年6月30日まで。土地改良区等からの意見書は、畑のため無しです。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は自然流下です。 現地は令和6年10月30日に確認しております。 続いて番号2。借受人は[]、貸出人は[]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。

事務局 (勝田主席主査)	<p>さい。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、借受人は、県が発注する金足西部地区農地集積加速化基盤整備工事を受注し、現場事務所や資材置場等の用地が必要となったことから、施工場所に近く工事車両の出入りが容易な申請地を選定し転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第1種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年7月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。</p> <p>被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において汚水は仮設トイレ。生活雑排水は無し。雨水は自然流下です。</p> <p>一時転用に対する復元計画は、事業終了後に敷鉄板等を撤去し、必要に応じて農地の修復を行います。</p> <p>現地は令和6年10月30日に確認しております。</p> <p>なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>はじめに、番号1について現地を調査した、齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた、3番鈴木昇委員から報告をお願いします。</p>
3番鈴木昇委員	<p>3番鈴木です。</p> <p>齊藤又右衛門推進委員から報告を受けて、私も現地を確認しております。何ら問題無いと思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、番号2について現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私から報告します。</p> <p>藤嶋推進委員から報告を受けた翌日に、私も現地を確認しました。申請地について、過去に今回の借受人が基盤整備関係で一時転用したことがあり、再びこの場所を一時転用で利用したいとの話を聞いております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いします。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
一同	なし。
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回、番号1については、県農業会議への諮問が必要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可</p>

議	長	<p>相当することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、議案第48号、農用地利用集積計画（令和6年度第8号計画）に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (越前屋主任)		<p>はじめに、所有権移転の3件について説明いたします。議案書は4ページから6ページまでです。</p> <p>番号1。受け手は[]。出し手は[]ほか1名。</p> <p>土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>これを含む合計3件となっており、すべて売買となっています。</p> <p>続きまして、利用権設定の2件について説明いたします。議案書は7ページから8ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は[]。貸し手は[]。</p> <p>これを含む合計2件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、令和6年度第8号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第48号、農用地利用集積計画（令和6年度第8号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第49号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は[]。</p> <p>土地の所在は河辺三内字[]。面積は4,565平方メートル。</p> <p>登記地目および現況地目はともに田。事由について、「昭和58年頃から耕作されておらず原野化している」です。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の裏面をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>現地は令和6年10月30日に確認しております。</p> <p>番号1は、申請地の状況から『農地法の運用について』の制定について第4の(4)のアに規定される、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合により、農地</p>

事務局 (勝田主席主査)	に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議長	それでは、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地調査を行った16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。
16番佐々木繁明委員	16番佐々木です。10月30日に、私と佐々木和昭委員、鎌田文市推進委員の3名で現地を確認をしました。説明資料のとおり原野の状態ですので、よろしくご審議をお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第49号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
	(午後2時47分終了)